○農林水産省告示第二千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫二〇一、二〇一の一、二〇二、二〇二の一、三五六四の一、三五六四の五、三五六四の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

日貫三五六四の六（次の図に示す部分に限る。）、二〇一、二〇一の一、二〇二、二〇二の一、三五六四の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢八七一五の二四、八七一五の二五、八七一五の三一、八七一五の三五、八七一六の一六、八七一六の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市住吉字中石垣二三九五の八（国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道虻田郡真狩村字緑岡一三二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三次市君田町茂田字奥山一〇〇八二の一・一〇〇九〇・甲一〇〇九二の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市滝宮字滝ノ宮八九の一九、八九の二〇、万善字猿ケ谷一〇八九の一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町須田木字八反七九一の一、七九一の二、七九二の二、七九三の一五、大隅町月野字出水九三五〇、九三五一の二、字桶掛田一〇三九九の三、字出水平一〇四〇〇の二、末吉町深川字堀ノ内九二一三の五、九二一三の六、末吉町南之郷字菖木原六一七五の一、六一九二の二、字榎田八三五二の四、八三五八二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十月十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道幌泉郡えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

えりも町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。